免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１２０号
徳島県徳島市八万町中津山２番地の62、旧住所徳島県徳島市住吉６丁目４番８号
破産者　前川　秀夫
免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
平成28年９月21日　　徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２１号
徳島県徳島市八万町下福万128番地の143、旧住所徳島県徳島市新浜町３丁目１番17―12―５号
破産者　前川　展広
免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
平成28年９月21日　　徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２２号
徳島県徳島市津田町４丁目４番11号、旧住所徳島県徳島市大原町籠10番地の40
破産者　楠本　謙一
免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
平成28年９月21日　　徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８５号
青森県北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字米元144番地２
破産者　齋藤　常彦
免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
平成28年９月23日
青森地方裁判所五所川原支部破産係

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第２０２７号
東京都板橋区東新町１丁目46番４号
清算株式会社　ＫＴ株式会社
１　決定年月日　平成28年９月21日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第４号
静岡県浜松市北区三ヶ日町都筑3103番１の1007
清算株式会社　株式会社葵ビル管理
代表清算人　平手　満彦
１　決定年月日　平成28年９月20日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　本協定の対象となる協定債権は、平成28年５月９日（特別清算開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した債権とする。ただし、有限会社ブルーデージーについては、平成28年５月９日までの原因に基づいて発生した債権から金2904万0960円控除した金額（根抵当権極度額である金3000万円から同日までに債権差押命令（静岡地方裁判所浜松支部平成27年（ナ）第９号）に基づいて取り立てた95万9040円を控除した金額）を協定債権とする。
２　協定債権のうち、平成28年５月10日以降の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可確定時に全額免除を受ける。
３　清算株式会社は株式会社ミレーヌ及び税理士法人コスモスを除く各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、本協定の認可が確定した日から３ヶ月以内に、協定債権額の7.85％の金員を弁済する（第１回弁済）。
４　清算株式会社は、前項の弁済が完了した後速やかに、名古屋市中区新栄１丁目40―22所在の土地建物の換価を行うものとし、換価額については、平成28年５月10日以降に債権差押命令（静岡地方裁判所浜松支部平成27年（ナ）第９号）に基づいて取り立てた金員と合計して金2904万0960円に充つるまで有限会社ブルーデージーの債権に充当する。
５　清算株式会社は、平成24年11月20日に株式会社ミレーヌとの間で締結した事業譲渡契約により株式会社ミレーヌが清算株式会社に対して負担している事業譲渡代金債務の残債務5800万円のうち1000万円については本協定が成立してから１ヶ月以内に、残る4800万円については本協定が成立してから３年以内に弁済を受ける弁済契約を、株式会社ミレーヌとの間で締結する。
６　清算株式会社は、第１回弁済が行われてから１年後の日が属する月の末日までに、本件協定債権者に対し、協定債権額の1.25％の金員を弁済する（第２回弁済）。
７　清算株式会社は、第１回弁済が行われてから２年後の日が属する月の末日までに、本件協定債権者に対し、協定債権額の1.25％の金員を弁済する（第３回弁済）。
８　清算株式会社は、第１回弁済が行われてから３年後の日が属する月の末日までに、本件協定債権者に対し、以下の通りの方法で弁済をする（第４回弁済）。
⑴　有限会社ブルーデージー
①：金2904万0960円から第４項で有限会社ブルーデージーの債権に充当された金額を控除した金額の10.35％。
及び
②：第４回弁済時における清算株式会社の換価資産残額から清算手続に必要な費用及び①を控除した金額（以下「第４回弁済残弁済原資」という。）を本件協定債権者の下記の債権額で按分した金額
⑵　他の本件協定債権者
第４回弁済残弁済原資を本件協定債権者の下記の債権額で按分した金額
記
①　有限会社ブルーデージー（㋐及び㋑の合計額）
㋐　協定債権額
㋑　金2904万0960円と第４項で有限会社ブルーデージーの債権に充当された金額の差額
②　他の本件協定債権者
協定債権額
９　第３項及び第６項ないし第８項の規定による弁済は、本件協定債権者の指定する口座に振り込む方法により実施する。この場合における振込手数料は清算株式会社の負担とする。
10　弁済を行うにあたっては、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
11　本件協定債権者は第３項及び第６項ないし第８項の規定による弁済を受けたときは、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
12　株式会社ミレーヌ及び税理士法人コスモスは、本件協定債権者が第３項及び第６項ないし第８項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対して有する債権の全額につき、その債務を免除する。
13　第３項及び第６項ないし第８項の規定による弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第11項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

包括的禁止命令

平成２８年（再）第３０号
東京都台東区寿３丁目19番８号
再生債務者　株式会社シンエイ
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成28年９月20日
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２８年（再）第１５号
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字坪毛沢25番地126
再生債務者　青森県観光開発株式会社
特別調査期間　平成28年11月２日から平成28年11月４日まで
平成28年９月16日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２８年（再）第１５号
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字坪毛沢25番地126
再生債務者　青森県観光開発株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成28年８月31日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成28年11月９日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成28年11月１日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成28年10月26日
平成28年９月16日
東京地方裁判所民事第20部